

イクボス・ファミボス宣言企業表彰要綱

1 趣旨

この要綱は、イクボス・ファミボス宣言企業表彰の実施に関し、必要な事項を定めるものである。

2 表彰の目的

イクボス・ファミボス宣言企業の中から、優れた取組や独自性のある取組を実施している企業を表彰し、広く紹介することにより、表彰企業のイメージアップを図るとともに、県内企業へのイクボス・ファミボスのPRに繋げる。

3 定義

この要綱において「イクボス・ファミボス宣言企業」とは、鳥取県男女共同参画推進企業の認定を受けている企業・法人・団体のうち、イクボス・ファミボス宣言を実施している企業とする。

4 表彰企業の選定

表彰企業は、鳥取県男女共同参画推進企業認定委員会での審査を経て知事が決定する。

5 表彰の対象及び表彰企業数

イクボス・ファミボス宣言企業のうち、最大6社とする。

なお、本要綱に基づく表彰を受けることができる回数は、同一企業につき1回限りとする。

6 表彰企業の審査方法

表彰企業の審査方法は、別途定めるものとする。

7 その他

この要綱に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 30 年2月1日から施行する。